

川崎市いじめ問題専門・調査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成26年川崎市条例第47号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき設置される川崎市いじめ問題専門・調査委員会（以下「専門・調査委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門・調査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) いじめ問題に係わる事例検討及び対応策の検討
- (2) いじめの防止等のための対策を調査審議
- (3) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定するいじめの重大事態に係る調査及び再発防止に資する対応策の審議
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員及び臨時委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者であって、調査審議する事項に関し必要な知識経験を有するもののうちから、教育委員会が委嘱する。

(部会)

第4条 条例第13条第2項に規定する部会に属すべき委員及び臨時委員の人数は、5人以内とする。

(調査等)

第5条 専門・調査委員会及び部会が行う条例第10条第2号に規定する重大事態に係る調査は、次の事項に配慮して行うものとする。

- (1) 委員及び臨時委員は、調査の公平性・中立性・透明性を図る観点から、

客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。

(2) 調査にあたっては、学校の調査結果を検証するとともに、学校、児童生徒、保護者その他の関係者からの聞き取り及び現地調査等を実施することができる。

(3) 調査結果を踏まえ、再発防止に資する必要な対応策を検討する。

2 専門・調査委員会及び部会は、学校が行う重大事態に係る調査に対し、委員及び臨時委員を派遣し、助言及び支援を行うことができる。

3 委員及び臨時委員は、調査対象となる当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とする。

4 教育委員会は、調査主体を判断するにあたり、専門・調査委員会及び部会の意見を聴取することができる。

(報告等)

第6条 専門・調査委員会及び部会は、報告書等により調査結果を教育委員会へ報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べるものとする。また、調査の進捗状況等についても、適時かつ適切に教育委員会へ報告するものとする。

(会議)

第7条 専門・調査委員会の会議は、定例会とし、原則として年2回開催する。

2 法第28条第1項の規定に基づく専門・調査委員会の会議については、教育委員会が委員及び臨時委員を招集し、委員長が開会、閉会、中止等を決定するものとする。

3 法第28条第1項の規定に基づく部会の会議については、教育委員会が委員及び臨時委員を招集し、部会長が開会、閉会、中止等を決定するものとする。

(会議の公開)

第8条 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第

2号。以下「会議公開条例」という。)第3条の規定に基づき、専門・調査委員会の会議については、一般に公開するものとする。

2 会議公開条例第3条の規定に基づき、部会の会議については、一般に公開するものとする。

3 委員長又は部会長は、会議公開条例第5条の規定に基づき、会議を非公開とするときはその旨を宣言する。

4 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長又は部会長は傍聴者を会場から退去させるものとする。

(秩序の維持)

第9条 専門・調査委員会の傍聴者の定員は、委員長が定める。

2 部会の傍聴者の定員は、部会長が定める。

3 会議の傍聴を希望するものは、傍聴の申込をすることとし、定員を超えた場合は先着順とする。

4 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

5 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。

ただし、委員長又は部会長が許可した場合は、この限りではない。

6 委員長又は部会長は、会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をする傍聴者に対して、会場から退去を命じることができる。

(意見の聴取等)

第10条 委員長は、専門・調査委員会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第 11 条 委員及び臨時委員は、調査等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 12 条 専門・調査委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導課において処理する。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、専門・調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局学校教育部指導課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 11 日から施行する。